

競争評価チェックリスト

法律又は政令の名称： 特定受託事業者に係る取引の適正化等に関する法律

規制の名称： 特定受託事業者に係る取引の適正化のための措置の導入

※ 規制の名称（規制の単位）については、規制の事前評価書と同じにする。一つの評価書に

複数の規制が含まれる場合には、規制ごとにそれぞれチェックリストを作成する。

規制の区分：新設 改正（拡充、緩和）、廃止 ※いずれかに○印を付す。

担当部局： 公正取引委員会事務総局経済取引局取引部取引企画課

評価実施時期： 令和5年2月

（作成上の留意事項）

- ・ （１）から（４）までの設問に、「はい」又は「いいえ」で回答するとともに、その理由を具体的に記載する。
- ・ 「いいえ」と回答した場合には、その理由について、可能な限り具体的・定量的に示す。また、安全の確保や環境の保全など、規制の競争への影響以外の要素は記載しない。
- ・ 代替案の評価結果については、本案に係る「はい」又は「いいえ」の回答結果と異なる場合のみ、「代替案」欄にその理由を具体的に記載する。

※ 各設問における「【頁】」は、「規制の政策評価における競争状況への影響の把握・分析に係る事務参考マニュアル」（令和元年6月27日公正取引委員会事務総局）の該当頁を指す。

（１）事業者の数の制限

問１：規制が、事業活動の要件として許認可等を設定するか。

※ 「許認可等」とは、許可、認可、免許、承認、認定、決定、検査、登録等を指す。【1
2頁】

回答	<u>はい</u> / <u>いいえ</u>
理由	本規制は、許認可等の制度を設けていない。
代替案	

問２：規制が、事業者が活動する地理的範囲を制限するか。

回答	<u>はい</u> / <u>いいえ</u>
理由	本規制は、事業者が活動する地理的範囲を制限する内容を含まない。
代替案	

問３：規制が、既存事業者と比べて新規参入者に対してより大きいコストを負担させるか、

又は新規参入に際して負担が生じ退出する際に回収できないコストを発生させるか。

※ 新たに必要となるコストが小さい、又は、既存事業者にも同等のコストを負担させるなど、既存事業者と新規参入者の間にコスト面での非対称性が生じない場合には、「理由」欄にその旨を可能な限り具体的・定量的に示す。【14頁】

回答	はい / <u>いいえ</u>
理由	既存事業者と新規参入者いずれも本規制に服するものであり、両者における負担に違いはない。
代替案	

(2) 事業者の競争手段の制限

問1：規制が、事業者が供給する商品・役務の価格、数量を制限するか。

回答	はい / <u>いいえ</u>
理由	本規制は、事業者が供給する商品・役務の価格、数量を制限する内容を含まない。
代替案	

問2：規制が、事業者が供給する商品・役務の種類、品質、性能、規格等を制限するか。

※ 安全の確保等を目的とした規制であっても、例えば、特定の化学物質等の原材料を含有した商品の製造・販売を禁止する場合には「はい」と回答する。【15頁】

回答	はい / <u>いいえ</u>
理由	本規制は、事業者が供給する商品・役務の種類、品質、性能、規格等を制限する内容を含まない。
代替案	

問3：規制が、事業者が供給する商品・役務の広告又は宣伝の方法、営業の方法、販売の方法等を制限するか。

回答	はい / <u>いいえ</u>
理由	本規制は、事業者が供給する商品・役務の広告又は宣伝の方法、営業の方法、販売の方法等を制限する内容を含まない。
代替案	

(3) 事業者の競争回避的行動の誘発

問：規制が、事業者が供給する商品・役務の価格、数量の具体的な計画や見通し等の情報を公開することを義務付ける、又は事業者間において当該情報の交換を促す仕組みを設けるものか。

※ 「はい」と回答した場合、「理由」欄に「情報」の具体的な内容を記載する。【16頁】

回答	はい / <u>いいえ</u>
----	-----------------

理由	本規制は、事業者が供給する商品・役務の価格、数量の具体的な計画や見通し等の情報を公開することを義務付ける、又は事業者間において当該情報の交換を促す仕組みを設けていない。
代替案	

(4) 需要者が利用できる情報・選択肢の制限

問：規制が、需要者が利用できる商品・役務の情報・選択肢を制限するか。

※ 「はい」と回答した場合、「理由」欄に需要者（消費者）にとって制限されることになる具体的な情報や選択肢を記載する。【17頁】

回答	<u>はい</u> / <u>いいえ</u>
理由	本規制は、需要者が利用できる商品・役務の情報・選択肢を制限する内容を含まない。
代替案	

結論

上記のように、本規制は、事業者の数の制限、事業者の競争手段の制限、事業者の競争回避的行動の誘発、需要者が利用できる情報・選択肢の制限のいずれの効果も生じさせることがないものであり、競争に負の影響を及ぼすものではない。	
代替案	

※ 原則として、上記（１）～（４）の全ての設問に「いいえ」と回答した場合には、競争に負の影響を及ぼさない旨、当該設問のうち１つでも「はい」と回答した場合には、競争に負の影響を及ぼす旨を記載する。【8頁】

※ ただし、競争への影響が軽微であるなどの個別の事情がある場合、具体的な事情を記載した上で、当該事情を踏まえた結論を記載する。個別の事情について、安全の確保や環境の保全など、競争への影響以外の要素は勘案しない。【9頁】

※ 代替案については、本案に係る結論と異なる場合のみ、「代替案」欄に具体的に記載する。

※ 競争に負の影響を及ぼすと結論付けた場合、その旨を規制の事前評価書（本案は「4 副次的な影響及び波及的な影響の把握」の欄、代替案は、「6 代替案との比較」の欄）に記載するとともに、競争評価に係る事後評価を実施する際の指標を設定し、規制の事前評価書（「8 事後評価の実施時期等」の欄）に記載する。【8頁・10頁】

※ 競争に負の影響を及ぼさない場合であって競争を促進する効果が期待されるときは、その旨を可能な限り具体的・定量的に記載する。【18頁】